

【 報告書（案）に関する修正意見 】

平成 26 年 9 月 30 日

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長  
弁護士 山本健司

第1 「Ⅰ～Ⅲ」について

1 「第1、2 情報提供 ▶情報提供義務」（11頁）部分

<意見>

「①事業者 が専門知識を有することが契約上予定されているもの」という記載は、「①契約の一方当事者 が専門知識を有することが契約上予定されているもの」という記載に、表現を改めるべきである。

<理由>

- ① 現在の民法に「事業者」という概念はなく、信義則上の情報提供義務・説明義務の存否を判断する要素として考慮されているのは、「事業者が専門知識を有することが契約上予定されているものか否か」という観点ではなく、あくまでも「契約の一方当事者が専門知識を有することが契約上予定されているものか否か」という観点であるはずである。
- ② そもそも消費者契約における事業者は消費者よりも専門知識を有することが予定されている存在である。

2 「第4、3 その他▶一般規定」（46頁）部分

<意見>

「問題の所在」の後ろから2～3行目の「各規律の具体的な内容や棲み分けが必ずしも明確ではないため」という記載は、「各規律の具体的な内容や相互関係には複数の考え方があり得るため」という記載に、表現を改めるべきである。

<理由>

例えば日弁連意見書では各規律の具体的な内容や棲み分けを明確にして立法提案をしており、原案の表現はいささか不正確であるように思われる。

3 「第5、2 第9条1号▶平均的損害の意義」（56頁）部分

<意見>

「問題の所在」の後ろから1～2行目の「具体的な事案においてその額が明確ではないという指摘がある」という記載は、「具体的な事案においてその額が明確ではない、逸失利益を当然に含めるべきではない」という指摘がある」という記載に、表現を改めるべきである。

<理由>

問題の所在がより明確化する。

#### 4 「第6、2 抗弁の接続」（76頁）部分

##### <意見>

「(2) 関連事例」部分について

- ① 裁判例として「最判平成2年2月20日集民第159号151頁（割賦販売法30条の4第1項新設前の個品割賦購入あっせんにおける売買契約上の抗弁とあっせん業者に対する対抗の可否に関する事例）」「大阪地判平成24年5月16日消費者法ニュース92号237頁（ホームページリース案件について、リース会社に注意義務違反が認められる場合には、役務の提供がないことを理由とするサプライヤーに対する抗弁を、信義則上リース会社にも主張できるとした事例）」を付加すべきである。
- ② 相談等事例として、下記の事例の全部又は一部を付加すべきである。
  - ・リースを組ませた電話機販売やホームページ製作（【4】【6】【7】）
  - ・クレジットを組ませたSEO対策サービス契約、広告宣伝契約、情報商材販売契約、美容整形契約の締結、コンピューターソフトの販売、デート商法によるダイヤの販売（【5】【15】【28】【40】【42】【43】【47】【85】【86】【91】【102】）
  - ・クレジットを組ませた高齢者への多数の商品販売やリフォーム契約（【124】【126】【133】【135】）
  - ・消費者金融で借入れをさせての研修受講契約の締結、投資用DVDソフトの販売（【12】【104】【105】【106】）
  - ・金融機関からの借入れをさせての婚活サイト等を利用した収益不動産の販売（【14】【99】【113】【114】【121】【128】）

##### <理由>

- ① 割賦販売法の適用の無い事案においても第三者与信契約への抗弁接続の可否について判断している最高裁判例や裁判例が存在するので、今回の報告書に記載をしておくべきである。
- ② 商品販売契約や役務提供契約の対価の支払が第三者与信契約の方法（クレジット、ローン、リース等）でなされているため、不当勧誘等に起因するトラブル事例において第三者与信契約に基づく金銭支払義務が同時に問題となるという事案は非常に多い。例えば、婚活サイトを悪用した収益不動産販売も、デート商法による宝石販売も、高齢者への次々販売も、最後は「残存した金融機関への金銭債務（クレジット、ローン、リース）を何とか出来ないか」という問題に帰着する。そのような社会実態が存在すること、重要な社会問題となっているということを、抗弁接続という論点が問題となる基礎事情として、今回の報告書に記載しておく必要がある。

## 第2 「IV」について

### 1 「情報提供義務」（1頁）部分

#### <意見>

「事業者が専門知識を有することが契約上予定されているもの」という記載は、  
「契約の一方当事者が専門知識を有することが契約上予定されているもの」と  
いう記載に、表現を改めるべきである。

#### <理由>

上述のとおり。

### 2 「不除去・除去妨害以外の困惑類型」（1～2頁）部分

#### <意見>

「裁判例」「相談等事例」部分に「注：『不当勧誘行為に関する一般規定』部分  
に統合して掲載。」等といった記載を付加すべきである。

#### <理由>

関連事例が存在しない場合と読み手に区別がつかず、誤解を与えるように思わ  
れる。

### 3 「その他、抗弁の接続」（8頁）部分

#### <意見>

- ① 裁判例に「最判平成2年2月20日集民第159号151頁」「大阪地判平成24年5月16日消費者法ニュース92号237頁」を付加すべきである。
- ② 相談等事例として、下記の事例の全部又は一部を付加できるのではないか。
  - ・リースを組ませでの電話機販売やホームページ製作（【4】【6】【7】）
  - ・クレジットを組ませでのSEO対策サービス契約、広告宣伝契約、情報商材販売契約、美容整形契約の締結、コンピューターソフトの販売、デート商法によるダイヤの販売（【5】【15】【28】【40】【42】【43】【47】【85】【86】【91】【102】）
  - ・クレジットを組ませでの高齢者への多数の商品販売やリフォーム契約（【124】【126】【133】【135】）
  - ・消費者金融で借入れをさせての研修受講契約の締結、投資用DVDソフトの販売（【12】【104】【105】【106】）
  - ・金融機関からの借入れをさせての婚活サイト等を利用した収益不動産の販売（【14】【99】【113】【114】【121】【128】）

#### <理由>

上述のとおり。

以上